

有資格業者の皆様へ

# コンプライアンスの 保持にご協力ください。

○秋田県建設部及び農林水産部では、「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」や「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」に基づき、発注事務に係る綱紀保持に努めております。

○有資格業者の皆様におかれましては、両部における発注事務に係る綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

## コンプライアンスに関する主な取組

### ○執務環境の整備

- ・秘密の漏洩防止等のため、事業者の皆様が執務室への入室を制限させて頂いています。〈要綱第5条〉

### ○事業者等との応接方法

- ・職員が事業者の皆様と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で、複数の職員で対応することとしています。〈要綱第5条〉

### ○事業者等からの不当な働きかけに対する対応

- ・発注事務に関して、職員が事業者の皆様から不当な働きかけを受けたときは、これを記録・報告することとしています。〈要綱第6条〉

※詳しくは、

秋田県ホームページへ (<https://www.pref.akita.jp>) へ

部署別＞建設部＞技術管理課＞コンプライアンスに関する取組 からご覧ください。

# 「不当な働きかけ」は、 記録・報告されます！

## 「不当な働きかけ」とは

- ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- ③ 非公開又は公開前の予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む。)に関する情報漏えい要求行為
- ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
- ⑤ その他、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

## 「具体例」

NG

〇〇工事の  
予定価格を  
教えて！(公表前に)

NG

〇〇工事の  
調査基準価格は  
いくらか？

NG

〇〇工事の  
入札参加者数は？

NG

入札参加者  
の技術評価点を  
教えて！(総合評価)

NG

〇〇社が参加  
できない要件に  
して欲しい！

NG

当社が入札参加  
できるよう分割発注  
して欲しい！

「不当な働きかけ」に該当するか否かは、個別の案件毎に判断されることとなりますが、上記のような発言は不当な働きかけに該当します。